

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝倉市は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県朝倉市長

公表日

令和6年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出・被保険者の被保険者証及び負担割合証交付、再交付申請等の申請・保険料の賦課、徴収・保険料の減免、徴収猶予等の申請・第1号被保険者に対する保険給付の制限・要支援、要介護の認定、更新認定及び区分変更等の申請・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給・居宅サービス、介護予防サービス、介護予防ケアマネジメント等の計画作成依頼・負担限度額認定や各種減免認定の申請・高額介護(介護予防)サービス費、高額総合事業サービス費、高額医療合算介護(介護予防)サービス費、高額医療合算総合事業サービス費等の支給申請・資料の提供等求めに関する事務 <p>番号法の別表第二に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 介護保険システム2. 収納消込/滞納管理システム3. 団体内統合利用番号連携サーバー4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格ファイル (2)賦課収納ファイル (3)滞納ファイル (4)受給・認定・給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 番号法第9条第1項 別表第一の68の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: center;">[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) : 第46、47条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46、83、95の項) : 第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(43の項) : 第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(2の項) : 第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(3の項) : 第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(81の項) : 第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) : 第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項) : 第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(97の項) : 第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項) : 第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第1、2、3、4、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、46、47、49、53、55、55の2、59の2の3、59の3、60 ※別表第二の30、46、83、95の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部介護サービス課
②所属長の役職名	介護サービス課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号838-8601 朝倉市役所 保健福祉部 介護サービス課 資格認定係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412番地2 電話:0946-28-7585 ファクス:0946-23-1536 E-mail: kaigo-sikaku@city.asakura.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号838-8601 朝倉市役所 保健福祉部 介護サービス課 資格認定係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412番地2 電話:0946-28-7585 ファクス:0946-23-1536 E-mail: kaigo-sikaku@city.asakura.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I-1-②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 <p>番号法の別表第二に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証及び負担割合証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス、介護予防ケアマネジメント等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護（介護予防）サービス費、高額総合事業サービス費、高額医療合算介護（介護予防）サービス費、高額医療合算総合事業サービス費等の支給申請 <p>番号法の別表第二に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I-4-②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、19、25、30、32、33、43、44、47、49、53条 ※別表第二の17、22、30、33、39、43、46、58、81、83、90、95、109、117、120の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、19、25、30、32、33、43、44、47、49、53条 ※別表第二の8、11、17、22、30、33、39、43、46、58、81、83、90、95、108、109、117、120の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月15日	I-1-②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を用いて以下の事務を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証及び負担割合証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス、介護予防ケアマネジメント等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護（介護予防）サービス費、高額総合事業サービス費、高額医療合算介護（介護予防）サービス費、高額医療合算総合事業サービス費等の支給申請 <p>番号法の別表第二に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・被保険者の被保険者証及び負担割合証交付、再交付申請等の申請 ・保険料の賦課、徴収 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・第1号被保険者に対する保険給付の制限 ・要支援、要介護の認定、更新認定及び区分変更等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス、介護予防ケアマネジメント等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護（介護予防）サービス費、高額総合事業サービス費、高額医療合算介護（介護予防）サービス費、高額医療合算総合事業サービス費等の支給申請 ・資料の提供等求めに関する事務 <p>番号法の別表第二に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月15日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、19、25、30、32、33、43、44、47、49、53条 ※別表第二の8、11、17、22、30、33、39、43、46、58、81、83、90、95、108、109、117、120の項に対応する別表第二省令は、未公布。	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、53、55、55の2条 ※別表第二の30、46、83、90、95、117、120の項に対応する別表第二省令は、未公布。	事後	
平成30年6月29日	I-5②所属長の役職名	介護サービス課長 小川里美	介護サービス課長	事後	
平成30年6月29日	I-7請求先	郵便番号838-8601 朝倉市役所 保健福祉部 介護サービス課 資格認定係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412番地2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-23-1536 E-mail: kaigo@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-8601 朝倉市役所 保健福祉部 介護サービス課 資格認定係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412番地2 電話:0946-28-7585 ファクス:0946-23-1536 E-mail: kaigo-sikaku@city.asakura.lg.jp	事後	
平成30年6月29日	I-8連絡先	郵便番号838-8601 朝倉市役所 保健福祉部 介護サービス課 資格認定係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412番地2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-23-1536 E-mail: kaigo@city.asakura.lg.jp	郵便番号838-8601 朝倉市役所 保健福祉部 介護サービス課 資格認定係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412番地2 電話:0946-28-7585 ファクス:0946-23-1536 E-mail: kaigo-sikaku@city.asakura.lg.jp	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	記載なし	追記	事後	新様式による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月22日	I-4-②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項</p> <p>～途中省略～</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、53、55、55の2 ※別表第二の30、46、83、90、95、117、120の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項</p> <p>～途中省略～</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、26の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、53、55、55の2、59の2の2、60 ※別表第二の30、46、83、90、95の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	事後	
令和3年11月8日	I-4-②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項</p> <p>～途中省略～</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、26の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、53、55、55の2、59の2の2、60 ※別表第二の30、46、83、90、95の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項</p> <p>～途中省略～</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、53、55、55の2、59の2の3、59の3、60 ※別表第二の30、46、83、90、95の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	事後	
令和3年11月8日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	デジタル手続法公布(令和3年5月19日)による号ズレ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月22日	I-3法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一の68の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</p>	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一の68の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第9条</p>	事前	
令和4年12月22日	I-4-②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項</p> <p>～途中省略～</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、53、55、55の2、59の2の3、59の3、60 ※別表第二の30、46、83、90、95の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項</p> <p>～途中省略～</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1、2、3、4、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、46、47、49、53、55、55の2、59の2の3、59の3、60 ※別表第二の30、46、83、95の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	事後	